

暮らしの情報箱

記入例

- ①催しなどの名称
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢(学年)
- ⑤電話番号
- ⑥その他必要事項

福祉

ねたきり高齢者 訪問歯科支援

歯や入れ歯、かむこと、のみ込むことなど、口腔ケアで心配なことがあればご相談ください。歯科衛生士が訪問し、お口の状況を伺います。希望により、歯科医師が訪問診査も行います。

①歯科医療機関への通院が困難な65歳以上の方

②地域包括支援センターか問合先へ電話

③地域福祉課高齢者地域支援担当

大森 ☎5764-0658 FAX5764-0659

調布 ☎3726-6031 FAX3726-5070

蒲田 ☎5713-1508 FAX5713-1509

糀谷 ☎3741-6525 FAX6423-8838

こども

年末保育

12月29・30日に、保護者の就労などで保育が必要なお子さんをお預かりします。

●実施園 大森北・池上第三・田園調布二丁目・東糀谷・蒲田本町保育園

●保育時間・料金 午前7時30分～午後6時30分、1人1日3,000円

①次のいずれかに該当する生後4か月以上の未就学児

②区内の認可保育園、東京都認証保育所、小規模保育所、定期利用保育室などに在園

③区内在住で集団保育が可能

④定選考で各60名

⑤申込書(区立保育園と問合先で配布)と勤務証明書(保護者全員分必要)を区立保育園か問合先へ持参。問合先のみ郵送も可。11月19日必着

⑥保育サービス課管理係

☎5744-1279 FAX5744-1715

令和4年4月認可保育園の入園

詳細は、令和4年度版入園申込みのしおり(問合先で配布。区HPからも出力可)をご覧ください。例年11月中旬～下旬

旬が混み合います。新型コロナウイルス感染防止のために、郵送の活用や、申し込み時期の分散にご協力ください。

⑦保護者の就労(求職中も可)、疾病、出産、介護、看護、就学などにより、家庭で保育を受けられないお子さん

⑧問合先へ必要書類を郵送か持参。11月30日締め切り ※郵送は11月8日必着

●休日受付 11月7日(日)午前9時～午後4時、保育サービス課で受け付け

※相談もお受けします(要事前予約)

⑨保育サービス課保育利用支援担当

☎5744-1280 FAX5744-1715

生活福祉課相談係(書類の受け取りのみ)

大森 ☎5843-1028

調布 ☎3726-0791

蒲田 ☎6715-8800

糀谷 ☎3741-6521

令和4年度 小学校就学予定者就学援助費(新入学用品費)

小学校の入学準備にかかる費用の一部を、所得制限を設けて援助しています。

対象者へ10月下旬に申請書を郵送しました。詳細は、お問い合わせいただくか区HPをご覧ください。

①区内在住で令和4年度小学校入学予定のお子さんのいる保護者

②学務課学事係

☎5744-1429 FAX5744-1536

令和4年度 学童保育の利用申し込み

詳細は、学童保育のしおり(区HPから出力)をご覧ください。

③区内在住・在学の小学生(令和4年4月1日時点)で、保護者の就労、病気などにより、放課後に家庭で保育を受けられないお子さん

④11月4日～12月2日に、利用を希望する学童保育施設へ申請書、必要書類を持参(郵送不可)

⑤子育て支援課子育て支援担当 ☎5744-1273 FAX5744-1525

子どもたちが健やかに育つ 良好な環境を

11月は子供・若者育成支援強調月間です。青少年対策地区委員会が中心となり、不健全図書などの販売自粛要請活動を行います。子どもたちを取り巻く問題・環境について理解を深めましょう。

⑥地域力推進課青少年担当

☎5744-1223 FAX5744-1518

国保・介護保険・税・年金

金融機関やコンビニエンスストアなどで納付・納税をお願いします

◆国民健康保険料

納付書で納付している世帯へ、11～3月期分(下期分)の納付書を11月12日に発送します。期限内に納めてください。

※保険料を全納した世帯、口座振替世帯、年金からの徴収に変更した世帯(一部例外有り)へは郵送しません

⑦国保年金課国保資格係

☎5744-1210 FAX5744-1516

◆介護保険料

口座振替と納付書での納期限は毎月末です。滞納すると、滞納期間に応じてサービス利用時の自己負担額が引き上げられることなどがあります。口座振替を希望する方は、口座振替依頼書を口座のある金融機関へ提出してください。

⑧介護保険課収納担当

☎5744-1492 FAX5744-1551

◆特別区民税・都民税(普通徴収)第3期

●納期限 11月1日

未納の方はお早めに納付してください。納期限を過ぎて納めると納期限後の日数に応じて延滞金が加算され、未納の場合、財産調査・差押処分などを行います。

⑨納税課収納推進担当

☎5744-1205 FAX5744-1517

◆個人事業税第2期

●納期限 11月30日

省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。

⑩品川都税事務所 ☎3774-6666

日本年金機構大田年金事務所 からのお知らせ

◆国民年金保険料の控除証明書

9月までに納付した方は11月上旬、

10月以降に今年初めて納付した方は2月上旬に日本年金機構から郵送します。

⑪大田年金事務所 ☎3733-4141

相談

内職のお仕事をしませんか?

手作業・軽作業などを発注したい中小事業者に、即戦力となる人材を無料で紹介しています(登録制)。

⑫中小事業者と商店

⑬平日、午前9時～午後5時

⑭問合先へ電話。問合先HPからも申し込み可

⑮(公財)大田区産業振興協会

☎3733-6109 FAX3733-6459

創業相談

創業者のさまざまな課題に相談員がお応えします。

⑯区内で創業を考えている方、創業間もない方

⑰平日、①午前10時から

②午後1時30分から③午後3時から

※1回1時間程度

⑱産業プラザ

⑲問合先HPから申し込み

⑳(公財)大田区産業振興協会

☎3733-6144 FAX3733-6459

傍聴

地域包括支援センター運営協議会

㉑11月18日(木)午後1時30分～3時

㉒区役所本庁舎11階

㉓先着9名

㉔11月1～11日に問合先へ電話

㉕高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1250 FAX5744-1522

募集

「オンライン合同企業説明会」参加企業

令和4年3月大学(院)卒業予定の学生を対象にした合同企業説明会(令和4年2月中旬)をオンライン上で行う企業を募集します。次世代を担う人材確保にぜひお役立てください。対象や申込方法など詳細は問合先HPをご覧ください。

令和4年度の個人住民税の主な改正点

◆住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の見直し

所得税において、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長されました。これを受け、当該措置の対象者が所得税から控除しきれなかった額がある場合、個人住民税も控除限度額の範囲内で控除します。

◆退職所得課税の見直し

勤続年数が5年以下である役員等以外の者が退職金を受け取る場合、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分には、退職所得に係る税額を計算する際、2分の1を乗じることで税負担を緩和する措置を適用しないこととします。

◆所得税と異なる課税方式を選択する場合の申告方法の見直し

これまで特定上場株式等の配当等と特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合、別途住民税申告が必要でした。所得税で確定申告した上記所得の全部について、住民税では源泉分離課税(申告不要)とする場合、確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加されます。

▶問合先 課税課課税担当 ☎5744-1515(共通)

大森地区 ☎5744-1194 調布地区 ☎5744-1195

蒲田地区 ☎5744-1196

◆軽自動車税(種別割)について

軽自動車グリーン化特例(軽課)が令和3年4月1日～5年3月31日の2年間延長されました。対象車両は電気自動車などに限定されます。詳細は区HPをご覧ください。

▶問合先 課税課課税担当 ☎5744-1192 FAX5744-1515

税務署からのお知らせ

11月11～17日は「税を考える週間」です

◆インターネットで便利に納税証明書

納税証明書の申請から受け取りまでの手続きを、自宅やオフィスで完結できます。

e-Taxから請求→PDFファイルで受け取り後に自分で印刷

※PDFファイルは何枚でも印刷して使用できます

◆令和3年分の年末調整について

年末調整の方法や法定調書の作成方法、各種様式は国税庁HPに掲載しています。動画でも説明していますので、ぜひご覧ください。

◆税理士会の無料相談

▶申込方法 申込先へ電話

日時	会場・申込先
11月11日(木)午前10時～午後4時	東京税理士会蒲田支部 ☎3734-5556
11月12日(金)午前10時～午後4時	
11月12日(金)午後1時～4時	東京税理士会雪谷支部 ☎3726-5701

▶問合先

大森税務署 ☎3755-2111 雪谷税務署 ☎3726-4521

蒲田税務署 ☎3732-5151